

**問 1** (10 点)**(1)**

見積価額は公売における最低売却価額を意味する。従ってこの見積価額は客観的時価を基準すべきである。しかし公売財産という特殊性から、この客観的時価をそのまま見積価額とすることはできない。これは公売が租税を徴収するための換金手続であること、税務署を中心とした比較的限定された地域内での売却であること、一般的消費者は公売財産の取得を敬遠すること、売却される財産の条件が売主側で一方的に決定され、さらに買受手続が煩雑などの理由によるためである。したがって見積価額は、これらの特殊事情を考慮して決定しなければならないとされている。

**(2)**

公売は滞納となっている租税を徴収するという特殊な事情の下に行われる特殊な財産の売却方法である。このため通常の財産の処分価額と比較すると客観的時価を下回るのが一般的である。また一方で、できるだけ高額で公売財産を換価することは滞納者をはじめ徴収側にも重要な課題である。そこで見積価額という最低売却価額を公売の日よりできるだけ早く公告することにより、一般公衆の公売参加の促進をしようという目的のために見積価額の公告が行われる。これにより不動産については公売の日の3日前の日までに見積価額を公告すべきことが定められている。

**問 2** (15 点)

税務署長は滞納者の財産を差押えるに当たって滞納処分に支障がない限り、その財産につき第三者の権利を害さないように努めなければならないとされている。この時にやむを得ず第三者の権利の目的になっている財産を差押えた場合には、その財産の利害関係者のうち知っている者に対して差押をした旨その他必要な事項を通知しなければならない。これにより差押えた不動産が、賃借権の目的になっていれば、その賃借権を有する者に、その不動産を差押えた旨を通知することになる。この通知は、賃借権者など第三者に対してその権利保護の機会を与えることを目的にしている。

この通知を受けた賃借権を有する第三者は差押をした税務署長に対して、滞納者が他に換価の容易な財産で、他の第三者の権利の目的になっていない財産を有し、この財産を換価することにより滞納者の国税の全額を徴収することができる場合には、差押換の請求をすることができる。

**問 3** (25 点)

徴収することができる金額 : 500 万円

理由 :

**1. 事例の状況に関して**

滞納者Bは所得税滞納後にその所有する甲土地に抵当権を設定し、その状態のまま親族であるCに贈与している。この場合、A税務署長は国税徴収法第39条の「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」の適用により滞納者Bの国税を財産譲受人のCから徴収することができる。このための具体的要件などを次の通り検討する。

**2. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の成立要件**

次の全ての要件に該当するときは、無償又は著しい低額の財産譲受人等であるCは、その滞納に係る所得税600万円につき第二次納税義務を負うことになる。

- (1) 滞納者Bがその所有する甲土地を親族Cに無償譲渡にあたる贈与をしている。ただしこの時に、贈与のされた甲土地には抵当権が設定されており負担付贈与となっている。
- (2) 上記(1)の無償譲渡は平成30年2月1日に行われており、これは滞納者Bの平成28年分の所得税の法定納期限である平成29年3月15日の1年前の日以後である。
- (3) 滞納者Bはその唯一の財産である甲土地の無償譲渡により無財産の状況であり、Bに滞納処分を執行しても、なおその徴収すべき額に不足すると認められる。
- (4) 上記(3)の滞納国税に不足すると認められることが、上記(1)の甲土地の贈与に基因すると認められる。

本事例では上記要件のいずれも満たすために、財産譲受人である親族Cに第二次納税義務が生ずることになる

**3. 第二次納税義務を負う者**

本事例の第二次納税義務者は、滞納者Bから甲土地を贈与により無償で譲受けた滞納者Bの親族であるCとなる。

**4. 第二次納税義務の範囲と限度**

無償譲渡等の処分が滞納者Bの親族であるCであるために、無償譲渡等の処分により受けた利益の額、つまり甲土地の評価額900万円を限度に第二次納税義務を負うことになる。

ただし本事例の場合は贈与により受けた甲土地の時価が900万円であるが抵当権400万円が設定された状態で贈与を受け、この抵当権を引受けることにCが同意しているために、この金額を控除した500万円が第二次納税義務の限度額となる。

**問 1** (30 点)

徴収できる金額 : 90 万円

徴収するための措置、理由 :

**1. 事例の状況に関して**

本事例では滞納者Eが換価の猶予に係る分納税額が納付できない状況が発生している。しかし、この納付困難となっている事情は、やむを得ない理由によるものではない。したがってF税務署長は滞納者Eに対する換価の猶予を取消し、猶予に際して親族Gが物上保証をしているF土地に滞納処分の実行を行い、猶予税額の残額90万円を徴収することになる。

**2. 換価の猶予の取消**

(1) 取消事由

F税務署長は、換価の猶予を受けた滞納者Eが分割納付するとした各月30万円を納付期限の月末までに行っていない場合には、換価の猶予を取り消すことができる。本事例では、この分割納付できない理由が個人的趣味による資金不足であるために、換価の猶予は取り消されるものと考えることができる。

(2) 手続

F税務署長は滞納者Eの換価の猶予を取り消したときは、その旨を滞納者Eに通知しなければならない。

**3. 物上保証人の担保財産に関する滞納処分**

滞納者Eの親族であるGは、Eが換価の猶予を受ける際にその所有する乙土地について物上保証を行っている。今回Eの換価の猶予が取り消されることになれば、この乙土地が滞納処分の例により処分されることになる。

**4. 徴収できる金額**

本件では、同一財産である乙土地に滞納所得税に係る物上保証としてのF抵当権と、物上保証人が自ら設定したH抵当権が競合している。このような場合には、国税のF抵当権と物上保証人自ら設定したH抵当権の優劣を判断しなければならない。

この判定にあたり注意しなければならないのは、滞納となっている所得税に法定納期限等である平成30年3月15日と、物上保証人が設定したH抵当権の設定日平成29年7月1日によりその優劣を判定基準としてはならない。これはH抵当権者が、Gが保証をしている滞納者Eの国税の法定納期限等を知ることはできないためである。したがってこのような場合には、抵当権の設定登記順序によりその優劣を判定することになる。

これにより換価代金は、第1順位のH抵当権に300万円全額が、またこれに次ぎ第2順位のEの滞納所得税に配当が行われる。ただしEの滞納所得税180万円は4月末から6月末までに毎月30万円、計90万円がすでに納付されているので、残額90万円に相当する金額がEの滞納所得税分として徴収されることになる。

**問 2** (20 点)

**1. 事例の状況に関して**

換価の猶予に係る毎月の分割額 30 万円が、取引先との受注減少によるために 7 月末以降資金不足を理由に納付困難な状況にある。この納付困難な事情は、引き続き換価の猶予を継続するための十分な理由があると考えられる。

したがって換価の猶予を継続適用する前提で、分割納付額の減額承認を行い、さらに残存猶予期間の延長する措置を執ることが妥当である。

**2. 分割納付金額の減額と猶予期間の延長**

滞納者 E は取引先からの受注額の減少という事情により、当初分割納付するとした 30 万円を毎月末に納付できない状況にある。F 税務署長はこの分割納付できない事由が、やむ得ない理由によるものと判断し、当初の分割納付額 30 万円を納付可能な金額に減額し、さらにその猶予期間を延長することができる。

(1) 分割納付額の変更

本事例では毎月末の納付額 30 万円を今後 20 万円に減額すれば納付可能とのことである。このため F 税務署長は、換価の猶予を引続き適用することとして、分割納付額を 30 万円から 20 万円に減額承認することができる。

(2) 猶予期間の延長

分割納付する期間は残存期間が 3 か月であり、7 月末以降毎月 20 万円を 3 か月、計 60 万円納付させても 90 万円全額を完納することはできない。したがって F 税務署長は、滞納者 E に猶予期間の延長を申請させて 7 月末から 11 月末の 5 か月間で残額 90 万円の滞納国税を分割納付させることになる。

**3. 納税者への通知**

F 税務署長は換価の猶予に係る期間を延長したときには、その旨を滞納者 E に通知しなければならない。

**4. 担保の継続徴取**

本事例では滞納者 E が 4~6 月末に合計 90 万円を納付しており、当初の滞納税額 180 万円が 7 月現在 90 万円に減少している。法律によれば換価の猶予に係る担保提供は税額が 100 万円以下の場合には必要ない。このために物上保証人による担保解除の請求も考えられる。しかし物上保証人からの解除請求は認められていないために、換価猶予の延長に際しては引き続き親族 G を物上保証人として乙土地に抵当権を設定し続けることが妥当である。

**第 1 問**

**問 1** 公売は特殊な財産の売却方法であり、見積価額がどのような性格を持ちどのように決定されるかの事情を解答しなければならない。また見積価額の公告は最低売却価額を広く一般に公表し、一般公衆も公売参加に関心を持たせる旨を解答する必要がある。

**問 2** 差押財産には第三者の権利が存在しないものを選択すべきこと、またやむを得ずこれに差押をする場合にはその旨を第三者に通知して、その権利を保護するために差押換という制度が設けられていることを解答することになる。

**問 3** 本事例では国税徴収法第 39 条の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務により滞納国税の徴収が行われる。このときに贈与前に抵当権が設定されているために、この点を第二次納税義務に係る金額の算定にあたり考慮しなければならない。

**第 2 問**

**問 1** 分納ができない理由が個人的な趣味によるために換価の猶予を取り消し、親族が提供している物上保証財産である土地を滞納処分により換価することになる。この換価の猶予の取消と物上保証となっている財産の換価、およびこの換価から徴収することができる国税の金額を解答することになる。

**問 2** 分納ができない資金不足の事情は、事業上のやむを得ない理由によるものである。このために換価の猶予を引き続き適用することが妥当である。これについて分納納付金額の減額と猶予期間延長の申請について説明する。

**合格ライン**

第 1 問の問 1、問 2 は比較的容易に用意に解答することができるものと思われる。また問 3 は無償低額の第二次納税義務であり、基本的出題でもあることから正確に記述が必要である。ただ限度額の計算にあたり贈与前の抵当権を考慮することが重要である。

第 2 問の問 1 は換価の猶予の取消と物上保証人の担保財産の滞納処分に関する出題である。滞納者本人の財産ではなく、また保証人でもない物上保証人の財産である点に注目しなければならない。この点を考慮して徴収額を計算することになる。

また第 2 問の問 2 は猶予税額の減額とこれに伴う猶予期間の延長に関する出題である。解答にあたりこの問 2 だけで答案用紙が 2 枚 41 行用意されていたが、必要な解答量は多くない。したがって解答量が少ないことを憂慮すべきではない。

本年度の出題全体を考えれば第 2 問の一部に物上保証人などがあつたが、その内容はそれ程難易度の高い出題ではない。したがった概ね下記の得点が合格ラインと思われる。

第 1 問			第 2 問		合 計
問 1	問 2	問 3	問 1	問 2	
8 点	12 点	20 点	20 点	15 点	75 点



# 第 69 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 68 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第 69 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より 2019 年度(第 69 回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

## 第 69 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

月	火	水	木	金	土	日	
8/6	7	8	9	10	11	12	
	← 第 68 回税理士試験本試験 →						
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
	← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) →						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法	<b>【無料説明会】</b> 各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。		
27	28	29	30	31			9/1
	← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) →						
	簿記/財表	法人税法	消費税法	相続税法	<b>【無料オリエンテーション】</b> 開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。		
3	4	5	6	7			8
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
	簿記論	法人税法		財務諸表論	相続税法	<b>【無料体験講義】</b> 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
10	11	12	13	14	15		
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
		消費税法	※ 国税徴収法については、以下の日程より、すべてオンデマンド配信にてお届け予定です。 無料説明会・開講オリエンテーション: 8/24 開講無料体験講義: 9/3				

## WEB 講座の特長

### インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

### Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

### 合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

### スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ →

### 1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

### 2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示する画面です。

### 3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

### 4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



### 【WEB 講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上の WEB 講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、**2018 年 8 月 31 日(金)18 時までの期間限定でネットスクールが全額負担**いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!